

○岸和田市文化振興審議会規則

平成15年3月14日規則第12号

岸和田市文化振興審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、岸和田市文化振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

**第3条** 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 芸術・文化活動を行う団体を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募した市民

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第7条** 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

**第8条** 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 岸和田市情報公開条例（平成12年条例第9号）第8条に規定する情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 審議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。

3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(その他)

**第9条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

条例別表

岸和田市文化振興審議会	芸術・文化の振興方策についての調査審議に関する事務	16人以内
-------------	---------------------------	-------